

第17回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和4年5月10日,午後2時00分から
 開催場所：福津市役所別館1階大ホール
 出席者：農業委員10名, 推進委員9名 事務局2名
 欠席者：推進委員2名
 議事録署名委員：農業委員2名

発言者	内容
局長	<p>只今から第17回福津市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席委員数は9名でございます。</p> <p>よって、福津市農業委員会会議規程第10条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p><会長挨拶></p>
局長	<p>続きまして、会議規程第8条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、会議規程第44条による本日の議事録署名委員は、5番花田茂樹委員、6番花田芳文委員をお願いいたします。また、本日の議案は先に配布しておりました、日程第1議案第124号から日程第7議案第130号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げ、起立の上お願いいたします。また、採決につきましては、農業委員による採決となります。</p> <p>それでは、日程第1議案第124号農地法第3条の規定による許可申請(番号1)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
会長	<p>これにつきましては、地元委員、説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地を確認しましたが、それほど広くない農地でした。人家から離れているので、臭いなどの問題もないことを現地で確認をしています。</p>
会長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>

事務局	特にありません。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第125号農地法第5条の規定による許可申請(番号1)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	この物件は集合住宅を建てる計画となっています。公共下水道は前面道路にありますので、そこから引き込みを行うということです。雨水排水は東側に農業用水路がありますので、それに排水をするということです。水利組合も立ち合いのもと、同意を得ています。
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	今回の申請は前面道路側に併用地があり、併用地の東側の方が農地の譲渡人の家です。併用地の奥に農地があつて、現在、耕作はされていません。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第125号農地法第5条の規定による許可申請(番号2)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
委員	みやこ行政書士と宅地建物建築士といっしょに現地を確認しました。 現地は国道495号線から20、30mほど入ったところにあります。地図を見ての通り、集落内にあるような農地です。写真を見るとほとんど、空地のようになっていて作付などはされていませんでした。上下水道については前面道路につなげます。雨水については、溜枿をつくって、そこから下に流すとのことでした。 事務局から補足説明はありますか。
会長	農地種別のところで、第3種農地と言いましたが、勝浦地区ではめずらしいと思われた方もいらっしゃるのではないかと思います。

事務局	事務局としては第2種農地と判断をしていますが、申請代理人(みやこ行政書士)が第3種農地と主張されますので、今回、第3種農地として県農林事務所には上げます。第3種農地の判断基準は宅地化の状況が街区で住宅の面積に占める割合が40%を超えていることとなります。
委員	溜枿をつくって水を流すと説明がありましたが、どちらの方向に流しますか。
担当委員	前面道路側です。南側の方向に流すということです。
委員	1字図を見ると水路となっていますので、それに流すということになるかと思います。計画図を見るとL型側溝が入るようになっていますが、それはどこにでしょうか。
担当委員	そこは不明です。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第125号農地法第5条の規定による許可申請(番号3)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
委員	この申請地は周りが住宅地で囲まれた畑です。所有者本人は農業をする意思はなく、電気屋をしているので売却することです。 雨水については道路側に流します。公共上下水道も道路にあるので、それを利用することです。
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	都市計画法の用途地域に指定された場所ですので、宅地分譲も可となっています。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第125号農地法第5条の規定による許可申請(番号4)について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	この申請地は親が耕作をされないということで、息子さんたちが農地を売却するという

	<p>ことでした。併用地として山林も含まれていて、東側には西鉄の跡地があって太陽光パネルが設置されていますが、その北側には田が残っています。</p> <p>申請地南には河川がありますので、そこに排水できるようにパイプを入れてもらうという話を聞いています。進入路が狭いので、共有地として購入するそうです。水利組合からは排水できるようにパイプを通す条件付きで承諾を得ています。</p>
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	土地利用計画図を見ますと、公園と宅地27区画となっています。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
	<p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第125号農地法第5条の規定による許可申請(番号5)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
会長	地元委員、説明をお願いします。
担当委員	<p>先ほどの説明した申請地の北側にあります。農地が少し残っていて、その農地の排水に関して、協議がたいへんでした。北側の方はどんどん宅地化が進んでいて、今回の申請地はちょうど中間になりますので、周りの営農に差し障りがないところを譲るということで話がまとまったようです。北側の方には農地が残っていますので、水路を現況で残してもらうという話をして、水利組合の承諾を得ています。</p>
会長	事務局から補足説明はありますか。
事務局	現況としては、耕作されていない農地です。都市計画法の用途地域に指定されているので第3種農地となり、転用すること自体には何ら問題のない農地となります。
会長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
	<p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第125号農地法第5条の規定による許可申請(番号6)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<議案朗読>
会長	私の地元ですので、説明をいたします。
	場所的に言いますと、津屋崎郵便局から国道495号線をはさんだ向かい側になりま

	<p>す。住宅地の中の畑で、以前は知り合いの方に耕作をしてもらっていましたが、今はされていないようです。3戸の分譲住宅をするということで申請が出ています。上下水道については、前面の市道に通っていますので、それに繋ぎ込みます。雨水については、市道側の側溝に繋いで流すとのことでした。</p> <p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>申請地は住宅地の中にある農地です。また、都市計画法の用途地域に指定されている区域内の農地ですので、転用すること自体には何ら問題のない農地です。</p>
会長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第125号農地法第5条の規定による許可申請(番号7)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
会長	<p>地元委員、説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>場所は津屋崎小学校の北側で、以前は水田をされていましたが、所有者が売却をするということで、作付けはされていませんでしたので、少し荒れた農地になっています。</p> <p>今回、宅地分譲をされるということです。上下水道は市道に来ていますので、問題ないと思います。東側に田がありますので、排水路を縁に沿って確保して水路に流すということで在自水利の区長さんと確認をしています。</p>
会長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>宅地分譲で6区画になります。都市計画法の用途地域に指定されている区域内の農地ですので、転用すること自体には何ら問題のない農地です。</p>
会長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p> <p>質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第125号農地法第5条の規定による許可申請(番号8)について、事務局の提案をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
会長	<p>地元委員、説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>宅地の雨水処理については、近くに池がありますので、それに流すということで話を聞</p>

会長	きました。在自の方にも承諾をさせていただいています。
事務局	事務局から補足説明はありますか。
会長	農地種別は第2種農地で、農地の広がり10ha未滿となっています。 特定建築条件付売買予定地ということで、売れ残ったりした場合には、業者が建てて売らないといけないという条件付きの申請がされています。
事務局	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第125号農地法第5条の規定による許可申請(番号9)について、事務局の提案をお願いします。
会長	〈議案朗読〉
担当委員	地元委員、説明をお願いします。 場所は JA 宗像津屋崎支店の東側にある田で7筆あり、かなり広いです。昨年まで水田で現在は麦が作付けされています。ほとんどの地主さんは別の人に耕作をしてもらっているような農地になります。住宅が周りにありますので、上下水道の接続は問題なく引き込めるところです。この申請地の南側に水田が残っていて、水通しの田んぼとなっていますので、水路を作ってもらわないといけないことがありますので、その件について、行政書士と在自の水利区長と立ち合いのもと、現地で説明をして、確認をしています。
事務局	事務局から補足説明はありますか。
会長	農地種別は第2種農地で、農地の広がり10ha未滿となっています。
事務局	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。次に日程第2議案第125号農地法第5条の規定による許可申請(番号10)について、事務局の提案をお願いします。
会長	〈議案朗読〉
担当委員	地元委員、説明をお願いします。 この申請者は親の農地を譲り受けて、自己用住宅を建てるということです。ここは、農業用水路が東側から北側と西側に流れています。出入口は東側の道路から行うそうで

	<p>す。西側は田んぼですので、境界にブロックを設置するということです。この地域は下水道がありませんのでボウリングをして、浄化槽を設置するということです。また、浄化槽の水は道路下の川へ流すと聞いています。</p>
会長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>農地種別は第2種農地で、農地の広がり10ha 未満となっています。また、市街化調整区域内の分家住宅ですので、開発許可が出れば家が建てられるところになります。</p>
会長	<p>この件について、ご質問や意見などはありませんか。</p>
委員	<p>今回の申請地と譲渡人の住所と同じ地番になっていますがよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>今回の申請地の奥に本家がありますが、昔、そこも田んぼだったのでそのようになっていたのではないかと思います、事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>住所が同じなので不思議に思い、調べましたが、田んぼ1筆が852番地は元々、広い田んぼでそのうち、480㎡の一部を分家住宅で申請がされています。本家がある土地は字図で見ると筆界未定となっています。住民票の住所は852番地で登録されています。昔の記録を調べることはできませんでしたが、何らかの理由で住所の地番を852番地と付けています。今回の申請地も、田んぼの852番となっていますが、住民票上の住所は852番地であることは確認をしています。</p>
委員	<p>分筆した後での枝番地が申請地になるのでは、ないでしょうか。</p>
委員	<p>許可が出た後で地番の変更は認められないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の申請地は開発許可と同時に許可されますので、分筆後の字図は後から差し替えという形で提出されます。</p>
委員	<p>地番が違えば、そもそもの申請自体が成り立たないのではないのでしょうか。許可後に分筆で大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>福岡農林事務所に提出した段階で、何らかの指導があると思います。そこで、測量して分筆した資料の提出を求められると思います。</p>
委員	<p>では、いつの時点で地番が変わるのですか。申請時点では枝番が付いていません。許可後の地番は枝番が付いていないものになりますよね。いつの時点で枝番が付かないといけないのですか。</p>
委員	<p>申請時点ではどのような資料が上がっていますか。分筆後の測量図面などがなしで申請を受け付けることはいけない話です。</p>
事務局	<p>申請書については、福岡農林事務所に送りました。分筆した測量図を送っていないの</p>

	<p>で県の方から指導が入ると思います。県に問い合わせをして、今後の処理については、確認を取りたいと思います。今回の申請書で上がっているものは、分筆する予定線が入った資料で受付をしています。</p>
委員	<p>県は分筆後にしか許可は出ないと思います。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>それまでは、保留になると思います。</p>
事務局	<p>はい。確定するまでは保留になると思います。そのことは、開発許可も同じだと思います。今回の申請は分筆する予定線が入った資料で受付をしています。</p>
小澤委員	<p>総会資料で説明をするときに852番、1629㎡の内、一部480㎡と言ってもらう方がわかりやすいと思います。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>分筆未了の申請は通常、受付するのですか。</p>
事務局	<p>申請地が農振農用地になっているということから、農振農用地の除外から始まっています。農振農用地を除外申請をするときにも分筆の話が出ていましたが、申請が下りないことも考えられたので、分筆はしていませんでした。農振農用地の除外申請は通っていますが、現在に至っている状況です。このような一連の流れの中で受付をしました。今後の処理については、整理をしたうえで、次回の農業委員会で報告をいたします。</p>
会長	<p>事務局から説明会がありましたが、申請時点では分筆がされていないということです。県の開発許可と同時に分筆書類が出るということになりそうですが、農業委員会としての意見をどのようにして県に出すのかということがありますので、その協議をしたいと思います。どうでしょうか。分筆後でないと許可しないとするのか、現時点で許可相当とするのか。</p>
委員	<p>農振農用地を外すときも、そのような話がでましたが、担当課長から分筆しないでという説明があつて農振農用地を外しました。それから、ほぼ1年近く、経過していると思います。本来なら、きちんと分筆をして面積を出してくださいという話をしていました。</p>
会長	<p>事務局長と協議をしましたが、この場では賛否を取りまして、許可相当になれば、県に意見を付して提出します。提出後、県の指導が入るとは思いますが、その時点で差し替え書類を提出します。県がそのようなことができないとなれば、保留という形になるかと思いますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>過去には、総会までには分筆をするから、受け付けてくださいということはあったかと思</p>

会長	<p>いますが、それ以外は受け付けていないのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>他に、ご意見などはありませんか。</p>
会長	<p>確定的な資料が付いていませんよね。もし、申請面積が変わる可能性があるのならば、議案の内容自体が変わったものになると思います。ですから、面積が確定されていない中途半端なものを審議することはいかかなものかと思います。最低でも測量図面があつて面積の確定だけはしっかりとしておかないといけないと思います。</p>
会長	<p>委員からの指摘のとおり、面積が確定していないものを審議することはおかしいのではないかとということで、この案件については、保留にしたいと思います。</p>
事務局	<p>次に日程第3議案第126号農地法第3条の3第1項の規定による届出報告(相続)について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
会長	<p>農地法第3条の規定による届出報告です。次に日程第4議案第127号農地法第5条第1項第7号の規定による届出報告について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
会長	<p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出報告にです。次に日程第5議案第128号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
会長	<p>利用権の合意解約です。次に日程第6議案第129号福津市農用地利用集積計画の策定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
会長	<p>6月が小作契約の切り替え月になりますので、農地の貸し借りが多く出ています。この件について、ご意見などはありませんか。次に日程第7議案第130号利用集積計画の策定(売買)特定事業について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p><議案朗読></p>
会長	<p>あっせん事業で地主から公益財団法人福岡県農業振興推進機構が買い取った農地を売るという形です。この件について、何かご質問はありませんか。</p>
事務局	<p>議案の審議はすべて終わりました。次回の開催予定は6月7日(火)です。</p>
事務局	<p>以上を持ちまして第17回福津市農業委員会総会を閉会します。</p>